

委託契約書

甲 沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 享

乙

令和2年度デイゴヒメコバチ天敵増殖業務委託契約書

沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 享（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）との間に令和2年度デイゴ
ヒメコバチ天敵増殖業務委託契約書（以下「委託事業」という。）について、次のとおり
委託契約を締結する。

（業務の目的）

第1条 本事業は、森林・緑化害虫研究の進捗を早めるために沖縄県森林資源研究センターの研究支援を行い、防除技術の開発等を図るものである。デイゴを加害する侵入害虫デイゴヒメコバチの天敵デイゴカタピロコバチの増殖作業及び管理を行う。

（委託期間等）

第2条 本契約による業務の委託期間、委託額および契約保証金は次のとおりとする。

（1）契約期間 契約の日から令和3年3月25日までとする。

（2）委託金額 金 円

（うち取引にかかる消費税額および地方消費税額は、 円）

注）「取引に係る消費税額および地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定及び地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づいて算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（3）契約保証金 沖縄県財務規則第101条第2項第3号に基づき免除とする。

ただし、事業委託契約書第20条第2項の規定に基づき契約を解除したときは受託者は違約金として委託料の100分の10の相当額を県に納付しなければならない。

（委託業務の範囲）

第3条 甲が委託する委託業務の範囲および作業内容は、別に定めるデイゴヒメコバチ天敵増殖業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部事項については、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、甲から指示された仕様書に基づき、定められた日時に作業を完了するものとする。

（再委託）

第4条 乙は、契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委任し、請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前

までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(作業の変更等)

- 第5条 第3条の規定にかかわらず、甲は作業の内容および日時を変更することができる。
- 2 乙の責に帰する事のできない事由について、定められた日時に作業が完了しない場合は、甲乙協議してこれを処理する。

(調査職員)

- 第6条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の作業責任者及び作業者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する乙又は乙の作業責任者及び作業者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 3 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務記録書の提出)

- 第7条 乙は、委託業務の実施記録書を甲の指示する方法により、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡)

- 第8条 乙はこの契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡、又は継承せしめ

てはならない。ただし、甲の承認を受けた場合にはこの限りではない。

(健康管理等)

第9条 乙は、乙の従業員の健康、身元、風紀、衛生並びに労働法規上の人事および厚生面の一切の責任を負うものとする。

(業務体制)

第10条 乙は作業員の安全衛生管理および教育を行わなければならない。また、乙は作業責任者及び、作業者を配置し、委託業務を円滑に推進しなければならない。

第11条 乙は作業責任者および作業員（以下「業務従事者」という。）の経歴書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

第12条 甲は、業務従事者が怠惰その他の理由により委託業務を実施するのが困難と認めた場合、乙に業務従事者の変更を申し出ることができ、甲乙協議してこれを処理する。

(備品等の使用)

第13条 乙は、委託業務を遂行する際、甲が所有する備品等を使用することができる。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失によって生じた損害および作業中に第三者に与えた損害は、原因を起こした者の負担とし、原因の判然としないものについては、甲乙協議してこれを処理する。

(委託金料金の変更)

第15条 第2条に定める委託金額は、次のいずれかの事情が生じたときは、甲乙協議の上、委託金額の適正化を図ることができる。

- (1) 一般経済情勢の変化のため、物価、賃金などの著しい変化が生じたとき
- (2) 仕様書に著しい変更が生じたとき

(実績報告書)

第16条 乙は委託業務が完了したときには、契約終了日、又は、その日から起算して8日を経過した日のいずれか早いに時期までに、デイゴカタビロコバチ増殖業務委託実施状況報告書及び次の各号に掲げる報告書を提出しなければならない。

- (1) デイゴカタビロコバチ増殖管理、指導記録に関する書類
- (2) 事業に従事する者の労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等の雇用管理に関する書類
- (3) 当該委託事業で支出した資材購入記録等の写し、写真等、事業の管理に関する書類

(委託料の額の確定)

第17条 甲は、前条の規定により乙から委託事業実施報告を受けたときは、遅滞なく当

該事業が契約の内容に適合するものであるかを検査し、適合すると認められたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲に対して委託料の支払い請求を行うことができる。
- 3 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な請求書を受理したときは、遅滞なく所定の手続きを経て支払うものとする。

(委託料金の部分払い)

第 18 条 乙は、一ヶ月の委託業務が完了し、かつ甲の検査に合格したときは、甲の月別支払い計画書(別紙)に基づき、当該月分に対する委託料を請求することができる。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な請求書を受理したときは、30日以内に所定の手続きを経て支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

(契約の解除)

第 19 条 甲乙いずれかの一方が本契約の期間中に契約を解除しようとするときには、3ヶ月前に相手方に書面をもって通知するものとする。

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、勧告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約の締結または義務の履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 乙の責に帰する理由によって作業が遅延し、完了の見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙の役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除されたとき、乙は、委託料金の100分の10の金額を違約金として、甲に支払うものとする。
 - 3 第1項の規定により本契約が解除されたとき、乙は、その損害賠償を請求することはできない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 21 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第 1 項第 4 号から第 8 号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 23 条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって乙が契約の目的を達することができないと認めたときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除しようとするとき、15 日前までに甲に通知しなければならない。

第 24 条 第 19 条、第 20 条第 1 項および第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項の規定により本契約が解除されたとき、甲は乙の委託業務既済部分を検査確認した後、既済部分に対する委託料相当額を乙に支払うものとする。

(過払い金の返還)

第 25 条 乙は、既に支払いを受けた委託料が第 17 条、第 22 条で確定した委託料の額を超える場合、甲の指示に従って過払い金を返還するものとする。

(違約金)

第 26 条 甲は、乙が委託費を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年 2.6 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(解除後の委託業務実績報告書の提出について)

第 27 条 甲が契約を解除した場合、乙は、解除後 15 日以内に第 16 条の委託業務実績報

告書を甲に提出しなければならない。なお、契約解除した場合の委託費の額の確定については、第 17 条に準用する。

(収益の禁止ならびに委託費の返納)

第 28 条 乙は本事業の実施により生産された物品などにより収益を得てはならない。甲は、乙がこの委託契約による委託事業の実施により収益を得た場合には、その収益となった額について返納させることができる。

(業務の中止)

第 29 条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本業務を中止することができる。甲又は乙はその責を負わないものとする。

2 前項により中止が決定した場合は、直ちに乙から甲に対し業務中止報告書を提出すること。

3 前号の規定により、業務を中止する場合、甲は乙に対し、既に支払われた委託費のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除き、期限を定めて返還を命じるものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 乙は、委託業務の処理上に知り得た秘密を他人にもらしてはならない。また、乙の従業員はもとより、本業務に従事した者は、本業務の過程において知り得た秘密事項を甲の許可なく、何人にも漏洩してはならない。

(疑義の協議)

第 31 条 本契約の条項について疑義が生じたとき、又はこの契約の定めのない事項で疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを処理するものとする。

(紛争の解決)

第 32 条 この契約書の各条項において、甲乙協議して定めるものの協議が整わなかった場合、甲が定めたものに乙の不服がある場合、その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 甲又は乙は、前項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年 6 月 26 日法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 33 条 本契約において、契約期間中途において消費税率等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約締結に要する費用)

第 34 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 日

甲 名護市名護 4605-5
沖縄県森林資源研究センター
所 長 比嘉 享

乙